

〈研究ノート〉

## 沖縄における結婚移住女性を巡る現状に関する調査研究

イ ヒョンジョン・上江洲純子・安藤由美・西山千絵

### はじめに

従来、沖縄における国際結婚とは「米軍人・軍属＋沖縄人女性」の婚姻を主に念頭においたものであり、それに比べれば、「沖縄人男性＋アジア系女性」との婚姻から生じる諸問題については注目されてこなかった<sup>1</sup>。

そこで、本調査研究は、沖縄におけるアジア系結婚移住女性とその子ども達に焦点を当てたものである。具体的には、宮古島市を中心に上げ、結婚移住女性やその子ども達が直面する諸問題を、法学・言語学・経済学の専門的視点から実証的に解明していく。

### 1. 国及び沖縄県における多文化共生推進の状況

#### (1) 日本における多文化共生推進に係る法令及び政策

2016年末現在、日本に中長期にわたって在留又は永住する外国人（在留外国人）の数は238万2822人に達し、過去最高を記録している（法務省入国管理局「平成28年末現在における在留外国人数について(確定値)」）。そして、その約4割を占めるのが、「永住者」「定住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」の区分に該当する長期在留外国人、いわゆる「定住外国人」である。

このように、日本では長期在留資格を有する定住外国人の数が増える状況にある。しかし、それにもかかわらず、日本における定住外国人への適用法令は「出入国管理及び難民認定法（昭和26年10月4日政令第319号）」のみであり、結婚移住女性を対象にした法令どころか、彼女らやその子ども達を含め、定住外国人が日本社会に適応し、共生していくための具体的なルールの定めは何ら存在していない。

加えて、国の政策も、外国人の出入国管理が中心であり、ここでは、外国人労働者の受け入れ策をどうすべきかが課題とされてきた。国は、専門的・技術的分野の外国人労働者の受け入れを重視し、これを推進してきた経緯があり、その方針は現在も変わっていない。

しかし、日本に在留する外国人労働者が増加し、定住化傾向が顕著になるにつれ、彼らが日本社会の一員として日本国民と共生する上での課題、例えば、言語・教育・経済に関する問題が表面化していった。そのため、国は、2005年に、定住外国人労働者について、日本語教育や人材育成のほか、生活・就労環境を整備していく方針を打ち出した。

このように、日本における定住外国人政策は、外国人労働者を対象にスタートしたものであった。結局のところ、日本においては結婚移住女性とその子ども達に特化した政策は実施されておらず、他の定住外国人と共通の政策体系の下に置かれている状況にある。

## (2) 各省庁における多文化共生推進施策の実施状況

それでは、上記のような国の方針を踏まえて、各省庁においては、具体的にどのような取り組みがなされているのであろうか。

まず総務省においては、「多文化共生の推進に関する研究会」を設置し、地方自治体が多文化共生を推進する上での課題と今後必要な取組について検討を行ってきた。その検討を受けて、2006年3月に策定されたのが「地域における多文化共生推進プランについて」である。総務省はこれを各都道府県に通知するとともに、各自治体における多文化共生の推進に係る指針・計画を整備するよう求めた。多くの自治体では、これを機に、多文化共生推進のための指針や計画が整備されるに至っている。

このように、総務省の取り組みが地域における多文化共生推進を促すものであったのに対して、内閣官房に設置されている外国人労働者問題関係省庁連絡会議は、定住外国人労働者やその家族を「生活者としての外国人」と位置づけ、2006年12月には『「生活者としての外国人」に関する総合的対応策』を取りまとめて、国として取り組むべき多文化共生推進政策を明らかにした。各省庁は、この総合的対応策に基づいて、効果的な施策を実施することが求められ、それぞれの施策の進捗状況については当該会議が毎年度チェックしている。

中でも、文部科学省（以下「文科省」という）や文化庁は、定住外国人やその子ども達のための日本語教育に関する施策を積極的に展開してきた。文科省は、日本語支援を必要とする児童生徒を対象に日本語指導のための教員配置や、外国人児童生徒のための就学促進事業を実施しており、文化庁は、定住外国人が生活に必要な日本語を習得できるように、「生活者としての外国人」のための日本語教育事業を継続して行っている。

## (3) 沖縄県における多文化共生推進施策の展開

前述したように、総務省の通知をきっかけに、沖縄県は、2009年3月に「おきなわ多文化共生推進指針（以下「指針」という。）」を策定した。そして、この指針の内容は、その後策定された「沖縄21世紀ビジョン基本計画」や「実施計画」にも引き継がれ、具体的な施策については、「沖縄21世紀国際交流戦略」の中に位置づけられている。

ただし、沖縄県が重視しているのは主に国際交流に関する施策であり、多文化共生推進に係る県としての役割は、広域的な課題へ対応することと、市町村で対応できない分野を補完することであるという認識である。県がこれまで実施してきた具体的な施策としては、県系人を対象とした日本語講座や医療通訳ボランティア養成講座を挙げることができるものの、これらは全て国際交流財団が行う事業への補助事業であり、県が主体となって行う施策はほとんど実施されていない。

加えて、沖縄県の指針では、多文化共生の推進において重要な役割を担い、定住外国人を直接支援する主体は市町村であると明記されている。それにもかかわらず、沖縄県（2015）（以下「2015年調査報告」という）によれば、沖縄県内の41市町村において多文

化共生推進のための指針や計画を定めているのは沖縄市のみである。また、県内市町村の多くが定住外国人向けの対応窓口を設置しておらず、2015年調査報告の際に実施されたアンケート調査によれば、今後も定住外国人に対する取り組みを実施する予定はないと回答する自治体が、全体の5割を超える状況にあることが判明している。

こうした2015年調査報告を踏まえて、沖縄県は、2015年度以降も多文化共生推進調査事業を実施しており、現在は、定住外国人数が那覇市・沖縄市に次いで多い「宜野湾市」をモデル地域として、多文化共生推進の仕組み作りの支援を行っている。しかしながら、この取り組みは緒に就いたばかりであり、沖縄県内の市町村において定住外国人への対応が十分になされていない状況は依然として変わっていない。

中でも、離島地域の市町村の状況は深刻といえる。沖縄本島の市町村であれば、行政による支援が期待できない場合でも、様々な民間団体の支援により、行政による支援の隙間を埋めることができる。しかしながら、離島地域には、こうした民間による支援はほとんど期待できず、定住外国人を支えるべき役割はもっぱら地方自治体が担うこととなる。

そこで、我々は、こうした離島地域の実態を把握するため、結婚移住女性の数が多いとされる宮古島市において、実地調査を行った。以下では、調査結果の概要を、(1)結婚移住女性、(2)行政及び地域住民、(3)中途入国児童生徒、に分けてみていく。

## 2. 宮古島市における調査研究の結果

### (1) 結婚移住女性

宮古島市の人口は、2016年末の段階で約54,000人であり、200名を超える外国人が在住している。そして、定住外国人の5割を結婚移住女性が占めるとされている。彼女たちの多くは農業に従事する夫のもとに嫁いでおり、そのほとんどはアジア出身で、中でもフィリピン出身者が最も数が多いが、最近ではベトナム出身の結婚移住女性も徐々に増えているという。

そこで、今回の調査においても、フィリピン（Aさん・Bさん）及びベトナム（Cさん・Dさん）出身の結婚移住女性4名に、それぞれ聞き取りを行った。なお、当該聞き取りは、2015年8月から2017年3月までの間に行ったもので、以下の記述は、インフォーマントの承諾を得て記録したものである。

#### ① Aさん

Aさんはフィリピン出身である。フィリピンの大学を卒業後、知人の紹介で農業を営む今の夫と結婚し、40代で宮古島市に移住した。農業の他にホテル清掃も行っている。また、Aさんは、市役所、観光協会、海上保安庁から、通訳などの英語対応を依頼されることがある。

来日当時、日本語は全く話せなかったものの、義理の父が、1時間1000円の日本語教室に通わせてくれ、その後、複数の地域の日本語教室に通ったため、日常会話はできるよ

うになっている。また、地域の活動にも積極的で、Aさんと同様に、結婚移住をしてきたフィリピン出身の女性らが宮古島市に多くいることから、彼女らに声がけをしてフィリピンのダンスを踊るダンスグループを結成した。Aさんが中心的な役割を担い、役場に問い合わせるなどして、宮古島市内のイベントで踊りを披露してきた。現在は別のフィリピン人女性と代表を交代したが、グループ活動は継続中である。加えて、婦人会のEさん（後述）の誘いを受けて婦人会活動にも参加するようになり、婦人会の弁論コンクールに出場したほか、地域の日本語サークルの代表も務めるなど、地域活動にはかなり積極的である。

なお、Aさんの話によれば、フィリピンからの結婚移住女性達は定期的な集まりを持っており、そこで情報交換を行っている。Bさんとも住居は離れているが、子どもの誕生日祝いなどの際に知り合った。ただし、最近では、フィリピン女性の来沖は減少しているといい、その一方で、ベトナムからの結婚移住女性が増加しているそうだ。Cさんなどのベトナム出身の結婚移住女性とは、地域の日本語教室や市役所主催の交流企画を通して知り合う機会があるということであった。

## ② Bさん

結婚移住女性Bさんに関しては、中途入国児童生徒に対する学習支援の経験を持つことから、支援する児童生徒の事情も把握するため、全3回にわたる追跡インタビューを行った。

Bさんはフィリピン出身で、フィリピンの大学を卒業後来沖した。宮古島に来たことがきっかけで会社員の夫と出会い、恋愛結婚の後、日本に帰化した。2人の子どもがいる40代である。帰化の理由は、空港の入国審査時に子どもと同じ列に並びたいという願望だったと話してくれた。Bさんは非常にきれいな日本語を話す。夫とはよく会話をするし、一緒にドライブすることも多く、その際、看板を読んだり、夫から訂正してもらったりしているという。1回目のインタビューの時点では、小規模な小物店を運営する傍ら、中途入国児童生徒Iさんの学習支援にも携わっていた。学校現場での業務は本来の役割を超えることが多いため、Bさんは一人で支援することに負担を感じていた。

2回目のインタビューでは、ベトナムからの中途入国など、中途入国児童生徒が更に増えているとの情報をBさんも聞いていて、支援が必要な児童生徒はかなりいるなか、予算の問題などから支援員が付く例は少ないと話してくれた。支援員が付かないことから、周りの中途入国の児童生徒たちは、それぞれ日本語教室に通ったり、塾に通ったりしながら、自ら学んで適応していく状況であるという。

3回目のインタビュー時では、ネパールから中途入国したJさんに対し、進学に向けた日本語・国語を支援していて、報酬はJさんの親から直接もらっているとのことであった。

最近Bさんは、新たな手芸技術やネイルアートも勉強している。子どもが成長するにつれて、学校からの連絡事項が増えていくが、分からないことが書いてある場合は夫に聞けるから、特に困ってはいないそうだ。

### ③ Cさん

Cさんは、ベトナム出身の30代で、専業農家の夫（50代）とともに農業に従事している3児の母である。

Cさんは結婚仲介業者を通して来沖したが、日本語が全く分からず、英語も分からなかったため、言葉ではとても苦労したという。加えて、来沖してから1年くらいで義母が亡くなったこともあり、来沖から3年くらいは本当に辛かったという話であった。

日本語については、来沖した翌年に子どもが生まれたので、その子どもと一緒に学んできたそうである。Cさんは、来沖当初は、辞書を引きながら独学で日本語を勉強していたが、地域で日本語講座が開かれるようになってからは、週に1回講座に通って日本語を学んだという。現在は時間がなく、日本語講座には通っていないということであったが、漢字は習いたいという希望は持っているとのことであった。上の子2人が生まれたときは、Cさん自身が日本語を覚えるのに精一杯で、子ども達にベトナム語を勉強させる余裕はなかったが、現在、一番下の子にはベトナム語を少し教えているという。

またCさんは、すでに自動車免許と永住権を取得しており、インタビューした当時（2016年2月現在）には、日本国籍を取得するため帰化申請の手続を行っているとのことであった。Cさんの周りにいるベトナムからの結婚移住女性達も、帰化を希望する人が多いという話である。

Cさんは5～6年に1度はベトナムに帰国しており、Cさんの話では、他のベトナム出身の結婚移住女性の中には、1～2年に1度帰国している人もいるということであった。

Cさんは、ベトナム出身の結婚移住女性の友人達と月に1回集まり、お互い情報交換をしている。その際に、仏壇のことや宮古島の風習についても互いに教え合っているということであった。Cさん以外のベトナム出身の結婚移住女性も、同じ地域に住んでいる者が多く、彼女達の中には、先に来沖したベトナム出身の結婚移住女性による紹介により、宮古島にやって来た者もいるという。なお、Cさんによれば、ここ最近来沖したベトナム出身の結婚移住女性達は、まずは生活に慣れることを優先していることもあるのか、来沖してすぐに出産するケースは減っている印象だということである。さらに、夫婦仲が悪化しても、永住権の取得を考えて、結婚移住女性の方が我慢して婚姻生活を続ける傾向もあるようだ。

Cさんが、ベトナムの友人達以外で頼りにしているのは、隣人のGさんや、定期的に家を訪ねてくるFさんである。特に、Fさんには、Cさんの妊婦検診の際にも病院に付き添って通訳などもしてくれ、大変助けられたという。

### ④ Dさん

Dさんは、Cさんと同様、ベトナム出身の40代で、仲介業者を通して来沖した。来沖時期はCさんよりも後である。専業農家の夫（70代）とともに農業に従事している。2児の母であるが、再婚のため、上の子どもであるHさんはベトナム人である先夫との間の子で

ベトナム国籍である。

夫はDさんに優しく、さらに、ベトナムのDさんの実家で面倒を見てもらっていたHさんを引きとってくれたという。

Dさんは、40代での日本語の習得は難しいことを自覚しており、勉強してもなかなか頭に入っていないという。それに比べて、Cさんや、Dさんの子どものHさんは、Dさんより日本語が上手いという話であった。

現在の夫との間に生まれた子は、とても活発な性格であり、夫も非常にかわいがっているとの話であった。Dさんは、その子にベトナム語を教えており、少し理解できるようになっているという。

生活の中で困ることが出てきたときは、FさんやCさんに相談するとの話であった。

## (2) 行政及び地域住民

今回の調査では、上記の結婚移住女性のほか、彼女達を含む定住外国人にとって最も身近な行政機関に当たる宮古島市役所に対しても聴き取りを行い、中でも結婚移住女性やその子ども達に直接対応していると思われる部署（市民生活課・教育委員会・中央公民館）を訪ねて、その業務内容を確認した。加えて、結婚移住女性への聴き取りからその存在が明らかとなった地域の支援者3名（Eさん・Fさん・Gさん）に対しても、以下の通り聴き取りを行った。なお、当該聴き取りは、2015年8月から2016年2月までの間に行ったものである。

### ① 宮古島市市民生活課

宮古島市は、外国人登録に関する事務については市民生活課で対応しており、そこでは、宮古島市の定住外国人数やその国籍を把握することはできるものの、それ以外に、結婚移住女性を含めた定住外国人向けの行政サービスの対応窓口については特に設置していない。そのため、例えば、結婚移住女性やその子どもの数、その家族の状況、支援の必要性の有無などの情報も把握しておらず、結婚移住女性やその子ども達のために何らかのサービスを提供しているということもない、ということであった。

かつて宮古島市の第三セクターが「うえのドイツ文化村」という観光施設を運営していた頃は、市にも国際交流員が配置され、それを束ねる部署も設置されていたが、現在では、そうした部署もなくなってしまったということである。

### ② 宮古島市教育委員会学校教育課

学校教育課は、宮古島市の小中学校に対して学習支援員の派遣を行っており、各学校から学習支援員の派遣要望が出てきたときに必要に応じて対応しているとのことであった。学校教育課としても、結婚移住女性の中には子連れで結婚する人が相当数存在することや、日本語支援を必要とする児童生徒がいることは分かっているということであった。中でも、

その児童生徒が小学校高学年の場合や中学生であった場合は支援の必要性は深刻だそうである。ただし、市に専門家がいるわけではないので、学習支援員の役割は、あくまでも教師と児童生徒がコミュニケーションを取るための支援を行うものであって、児童生徒の教育まで支援するものではないという話であった。

実際には、学習支援員が対応できる言語は英語が中心であるため、それ以外の言語、フィリピンやベトナムの言語に対応できる支援員の派遣要望がきても、これを捜すのはとても大変であるとのことである。これらの言語に対応できる人はいるものの、仕事を持っている方が多いため、募集になかなか応じてもらえないという。昨年までは、学校教育課にもベトナム出身の方が支援員として勤務していたが、現在はいないということであった。ただし、対応してくれた担当者は、支援員を雇用する予算がないわけではないが、常勤を置く程でもない、という認識を持っている様子であった。

また、日本語支援の必要な児童生徒がどれくらいいるかについても、各学校に調査をしているわけではないので、教育委員会としては把握していないという。

### ③ 宮古島市中央公民館

中央公民館では、2012年に宮古島市在住の外国人と市民の交流を目的として、「国際交流講座：世界のお家ご飯」という講座を全3回の日程で実施したほか、2014年には「語学講座：楽しい日本語」として、宮古島在住の外国人向けの日本語講座を全5回の日程で実施した実績があるという。

なお、これらの講座は同一の担当者が企画したもので、その担当者が他の部署に異動した後は、中央公民館では、定住外国人や結婚移住女性向けの講座は企画・実施されていない。その担当者としては、結婚移住女性達のためにもこの日本語講座を継続して実施できるような体制を作りたかったというが、その体制を整える前に異動したため、実現することはできなかったということであった。

実施された両講座の詳細は以下の通りである。

まず、「世界のお家ご飯」は、料理を通して様々な国の食文化を学ぶという講座で、その講師を、ベトナム・フィリピン・タイからの結婚移住女性に依頼し、最終的には、それぞれの国の料理を作って振る舞うブースを設け、参加者にはとても好評だったという。

次に、「楽しい日本語」は、結婚移住女性を念頭においた日本語講座であり、この講座を企画した担当者によれば、外国から来たお嫁さんたちが市役所に来て、いろいろ手続きをする際に日本語が分からなくて困っている様子だという話を耳にして、そうした人達のために誰でも来られる日本語教室を、という思いがあり、開催したとのことであった。講座を、中央公民館で開設した理由も、そこであれば、いろんな地域から集まることができると考えた結果だということであった。

結局、日本語講座はそれ以降開催されていないものの、現在は、その講座の受講生だった結婚移住女性を中心に結成された日本語サークルが、週に1回集まって活動をしている

ということであった。

#### ④ Eさん

地元婦人会に所属するEさんは、結婚移住女性に対して、婦人会主催の行事などを通して積極的に声をかけ、婦人会活動への参加を促してきた。最も応えてくれたのは、フィリピン出身の結婚移住女性だったという。

2013年、フィリピンの台風災害の支援を目的としたイベントを開催したときは、同国出身者の多くが団結し、ダンスを披露した。女性たちの配偶者・家族もイベントに協力的であり、多額の義援金をフィリピンに送金することができた。このとき、Aさんが連絡係の役割を果たしていた。以来、婦人会行事の際には、Aさんを通してフィリピン出身の女性たちに声をかけるようになった。

結婚移住女性は沖縄に来る前に、毎月の送金や里帰りについて取り決めを交わし、そのうえで婚姻することが多いと聞いている。来沖後の生活では、夫との年齢差や学歴差からくるコミュニケーションのギャップに苦勞する例も知っている。フィリピン出身女性はグループ行動が多く、仕事や家事の合間をぬって頻繁に会合をもち交流を密にしているようである。結婚移住女性の日本語力が向上するかどうかは、家族による支援・協力と関係があるのではないかと感じている。

Eさんから見たAさんは、生活の不自由はなさそうで、数年に一度は里帰りができている。自分で管理できる畑をもたされ、その収穫物の売上はAさんが自由にできるという約束を家族でしていると聞いた。それもあってか、社交的で、多方面でバイタリティあふれる活動をしている。友人も多い。一方、Bさんについてだが、夫の実家は比較的堅い職業の人が多く、結婚する際は多少の気苦勞もあったのではないかと感じる。しかし、ちゃんと親族と良好な関係を築いたようであり、Bさん夫婦が自宅を建てる際には、夫の実家からも支援をもらっていたようだ。また、Bさんの小物店の開店資金の一部にも、支援があったと聞いている。

ベトナム出身女性について、宮古島市では同国出身の結婚移住女性が増えている。Eさんによれば、働き者が多く、地元では、ベトナム出身の妻がいる農家の畑はとてきれいだと評価されている。自分のための消費を抑えて、しっかり貯金する習慣がある印象、とのことであった。

#### ⑤ Fさん

Fさんは、宮古島市社会福祉協議会の職員として結婚移住女性たちへの支援を数多く行っている。Fさんは、彼女たちを支援する中で、日本語支援の必要性を痛感したことから、地域の日本語教室の実施を自ら企画し、現在もその運営にかかわっている。現在の日本語教室は、週2回、地域の施設を利用して実施しており、その教室には、フィリピンやベトナム出身の結婚移住女性が参加しているという。

また、Fさんは、沖縄県の2015年報告に関連して沖縄県内の結婚移住女性を含む在住外国人の状況を把握するために行ったアンケート調査の際に、宮古島市内の結婚移住女性に対する戸別訪問の調査員として協力した経験がある。そのアンケート調査の結果、宮古島市における結婚移住女性とその家族の特徴としては、夫婦の年齢差が大きいこと、それにより、夫が結婚生活に対する困難を感じるケースがあること、夫のDVに悩む結婚移住女性が存在することのほか、結婚移住女性である妻からのDVに悩む夫がいることなどが明らかになったという。

## ⑥ Gさん

Gさんは公務員を退職したのち、農業に従事する。Cさんの家の近隣住民である。

Cさんが宮古島に来た際の結婚仲介業者の存在を知っている。ベトナムからの結婚移住女性は、Gさんが見聞きした範囲では下地地区、城辺地区でそれぞれ数名いる。

国際結婚は古くは台湾、その後、来間島などを中心にフィリピンから、女性が多く迎え入れられたが、現在の主流はベトナムからの仲介のようである。概して、ベトナムからの結婚移住女性は、働き者が多いという周囲からの評価がある。

Gさんによれば、Cさんは施設園芸を含めて農業を専業で行う夫と婚姻した。Cさんの子どもたちも含めて、Gさんとは家族ぐるみで交流をしてきた。Cさんはよく勉強している様子で、運転免許も早々に取得していた。Cさんの現在の日本語力は、日常会話は全く問題ないレベルであると思う。しかし、子どもの勉強内容や、子どもの学校からのお知らせの文章がわからなかった場合には、Gさん宅に聞きにくる。Cさんと夫は、一回り以上離れているが、Cさんらの結婚がうまくいったポイントは、Gさんからすると、Cさんが自分で管理できる畑などをもったことによる、金銭的な余裕ではないかという。Cさんの畑から出た収入はCさん自身で管理できると聞いた、とのことである。

Gさんらに関わるクイチャーフェスティバルや敬老会などの地域行事への参加は、フィリピンからの結婚移住女性の方が積極的である。なかでもAさんは、声をかけやすいし、気軽に応じてくれる。Cさんらベトナムからの結婚移住女性はより控えめな印象だが、敬老会で踊りを披露するなど、地域参加していないわけではない。

Gさんの見解では、ベトナムからの結婚移住女性たちのネットワークは比較的できているが、そこに入れきれしていない女性たちへの支援が課題なのではないか。結婚移住女性の支援の継続性・安定性の観点からすれば、支援を県や国の補助事業にすれば、市の予算も付けられるし、市の一般財源から拠出できるメリットもあるではないか、ということであった。

一方、同席していたGさんの母からは、次のような情報提供があった。

ベトナム出身の結婚移住女性は、Cさんを含めて定期的に集まりをもっているようである。Cさんやその周囲のベトナムからの結婚移住女性の集まりに接したことがある。夫による金銭管理の問題、相続問題、DVの問題を耳にした。

### (3) 中途入国児童生徒

今回の宮古島市調査では、3名（Hさん・Iさん・Jさん）の中途入国児童生徒の事例に接することができた。なお、3名とも未成年であるため、プライバシー保護の観点から、ここではインタビュー内容のごく一部を記載するに留めることとする。

まず、ベトナム出身のHさんは、再婚として宮古島に嫁いだ結婚移住女性Dさんと、ベトナム人の先夫との間で生まれた子で、去年日本に呼び寄せられた中途入国の児童生徒にあたる。日本に来て最初は、日本語学校で1年間日本語を勉強した後、受験で現在の学校に入学を果たした。学校ではスポーツ系の部活に所属していて、分からない日本語などがある際は部員たちが教えてくれるから、本人にとって部活は楽しい生活の一部であるという。現在、学校では日本語を別途支援してくれる教員などの存在はないことから、学校以外の塾に通いながら、英語や数学の他に、日本語などの勉強もしているという。

一方、結婚移住女性Bさんが学習支援していたIさんは、結婚移住女性のフィリピン人の母が幼い頃亡くなったことから、フィリピンの祖母のもとで育ったが、日本人の父親の意向で引き取られた児童生徒である。父親とは片言の日本語でコミュニケーションをとっている状況であるが、学校に日本語支援の体制は無いとのことである。Bさん本人は、担任の教師とIさんとの意志疎通を助ける通訳支援者として入ったと考えていたものの、授業中だけでなくお昼休みの時間もずっと隣で支援にあたっているため、実際は本来の役割を超える業務になっていることから、一人での支援について負担を感じていた。それにIさんは、勉強面では理解が早いものの、周囲の生徒たちとの関係づくりは決してうまくいっているとは言えず、そのケアの面まで担っているような状況に関してもBさんは負担を感じていた。しかし、Iさんの父親はまだ日本語力が十分付いていないだけの問題であって、時間とともに慣れていくものだろう、という楽観的な認識でいるようにBさんは感じたという。

結婚移住女性BさんがIさんの次に社会福祉協議会職員のFさんから頼まれて学習支援をしていたのが、ネパール出身のJさんである。日本語力を身につけるために、毎週2日Bさんからは日本語や国語などの支援を受けながら、進学を目指して準備している状況だという。Jさんの父親は、Jさんの叔父さんが宮古島に来て事業を興すことになったことから、それを手伝いに宮古島にやってきた。その後、母親とJさんも呼び寄せられたという。普段、BさんとJさんは日本語と片言の英語などを用いてコミュニケーションをとっており、漢字学習とともに、日常の日本語会話も徐々にできてきているという。また、Bさんが支援できない数学などは、別途習っているという話も聞いているという。

## 3. 分野別考察

以上の宮古島における実地調査の結果を踏まえて、本節では、言語学・経済学・法学の専門的視点から、それぞれ考察を行っていく。なお、法学については、人権保障の観点及び法政策・法制度の具体的な枠組みから考察を加えていく。

### (1) 日本語支援面での考察

これまでの調査研究の結果を踏まえて、ここでは日本語支援を必要とする「結婚移住女性」および「中途入国児童生徒」が置かれた日本語環境を考察し、今後の日本語支援の在り方について考えることにする。

#### ① 結婚移住女性たちの日本語環境

今回の調査対象であった宮古島における結婚移住女性たちの日本語習得の状況は、「家族・地域住民の支援による習得」と「自然習得」が混ざった例が主に窺えた。

Aさんの場合、来沖当初義理の父の支援によって日本語学習の機会を得ていたケースで、その後Fさんがコーディネートした日本語教室を含む地域の日本語教室に積極的に関わりながら日本語を習得した。Bさんは地域の日本語教室での学習経験もあるが、Bさんにとって日本語習得に最も影響をもたらしたのは夫との関係にある。フィリピン出身の結婚移住女性の中では珍しく恋愛結婚したBさんは、夫との日常会話が豊かであることはもちろん、Bさんの日本語習得に夫は極めて協力的で、日常の夫との関係が日本語習得につながっていたと言える。Bさんに比べるとAさんの日本語は多少の化石化<sup>2</sup>が見られるものの、日常生活には支障の無い日本語力を身につけていた。これは、二人とも家族の支援および地域住民らの支援による日本語教室等を活用しながらの結果であるが、地域の日本語教室は持続的ではないため、生活の中で自然習得した面も大きいと言える。また、子どもの成長とともに、よりレベルの高い日本語力を求めて学習の場を希望する声もあがった。

一方、ベトナム出身のCさんは、来沖当初は日本語教室等には通わず独学で日本語の勉強に励んでいたが、子どもが生まれてことばを覚えていくのと並行して地域の日本語教室等に通いながら日本語を学んだケースである。漢字の学習も含めて、自身の日本語力をよりアップさせたい願望を述べていた。同じくベトナム出身のDさんは、来沖した当初の年齢が周りの移住女性に比べると高いこともあって、日本語学習には積極的に取り込めなかった。結果、自然習得だけに頼っていたため、中途入国した子どもHさんよりも日本語産出能力の面では低く、年齢の関係で日本語学習への意欲もあまり見られないケースであった。

以上、4名の結婚移住女性たちが持つ日本語能力は人による差はあるものの、家族や地域のキーパーソンたちの支えによる日本語教室などを通じた習得と、自然習得が混ざった形であることが窺えた。また、今よりレベルアップした日本語力への願望から更なる学習の場を求めるニーズの声も調査から明らかになった。しかし、地域の日本語教室は定期的かつ継続的なものではないことが現状である。結婚移住女性たちにとって継続的な日本語習得の場への声は、子どもの成長に伴う日本語力アップへのニーズでもあるだろうが、一方では地域住民の一員として地域社会のなかでより活躍していくためのニーズでもあると思われる。また、経済的な困難やDV問題など、彼女らが遭遇し得る問題に対して、自分のことばと行動によって正しい情報をつかみとり、法的支援を受ける権利などを行使でき

るようにするためにも、日本語支援は不可欠であろう。地域の日本語教室の継続性が欠ける原因としては、日本語教育専門家の不在や、教室運営にかかわる人材不足、行政側の支援体制と連携の不足など、様々な問題が考えられる。結婚移住女性たちが家庭内だけでなく地域社会でも自己表現し自己実現していくための行政的な支援と地域の連携が求められると言える。

## ② 中途入国児童・生徒の日本語環境

近年、日本語指導を必要とする児童生徒が増加するなか、今回の調査でも、母親の再婚によって呼び寄せられたベトナム出身のHさん、母親の死を機にフィリピンの母側の祖母のもとで育ち最近日本人の父親に引き取られたIさん、そして父親の仕事で母親と一緒に呼び寄せられたネパール出身のJさん、といった3名の中途入国児童生徒の事例に接した。

文科省は、日本語指導が必要な児童生徒を対象とした、「JSLカリキュラム」(JSL: Japanese as a Second Language)の在り方を検討してきた。その結果、個々に応じたきめ細かな教育を行っていくための「特別の教育課程」の編成・実施について、学校教育法施行規則の一部を改正し、2014年に公布・施行した。「特別の教育課程」による日本語指導は、児童生徒が学校生活を送る上で、また、教科等の授業を理解する上で必要な日本語の指導を、在籍学級の教育課程の一部の時間に替え行う教育の形態で、日本語指導担当教員は教員免許を有するものとしている。この「特別の教育課程」の編成・実施のためには、日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校が指導計画を作成、それを教育委員会がまとめるという、学校と教育委員会の連携作業が必要となってくる。しかし、今回の宮古島市教育委員会での調査からは、日本語指導を必要とする児童生徒の在籍校の情報は全く把握されていない現状が明らかになった。また、Bさんから支援を受けていたIさんのケースも学習支援を兼ねた通訳支援としてであり日本語支援ではなかった。つまり、宮古島市にはまだ「特別の教育課程」による日本語支援の体制は構築されていない現状が窺えた。このように「特別の教育課程」による日本語支援は地域ごとの差があり、より教育委員会と学校等が連携し体系的な支援体制を整えることで、支援における地域格差を縮減させ、財政余力のない自治体にあっても組織的・継続的な支援を実現することが喫緊の課題であると言える。

一方、「特別の教育課程」における日本語支援は、いわゆる内容重視の日本語教育に基づく「教科と日本語の統合教育」のなかで、ことばの面だけが強調され過ぎている面も強く、成長する子ども達の情意面における支援意識が欠如している部分があるという指摘もある。多様化する日本語学習者に伴い日本語教育で考えるべき日本語支援は、第二言語習得研究の枠組みからすると、年齢要因や動機・態度・学習ストラテジー要因といったことばに関係する多様な要因に配慮した支援が必要となる。同時に、中途入国児童生徒への支援に関しては、環境の変化に伴う心の支えをどのように支援するかといった情意面での支援の在り方も考える必要がある。川上(2007)は、JSL児童・生徒のことを「移動する

子どもたち」と称し、自らの希望ではなく、移動せざるをえない子どもたちには、抱えさせられている課題があるとし、「移動する子ども」を育てることは、成長とともに変化する「ことば」の力と「アイデンティティ」形成を主体的に考えることの教育支援であるとしている。今回の調査で、Bさんが支援していたIさんの事例こそ、「移動する子ども」における学習動機や態度といった「ことば」の要因に基づく支援だけでなく、「アイデンティティ形成」に関連する情意面に配慮した支援の必要性を考えさせる面がある。

以上の観点を踏まえると、移動する子どもへの日本語支援とは、今すぐ日本語力や教科書学習力を上げることだけが目的ではなく、日本という新たな社会の中の一員として生活していける足場作り（scaffolding）<sup>3</sup>としての支援が目的になるべきであると、学校内の教育関係者同士（担任や日本語支援員など）は意識を改めると同時に、児童生徒の家族とも情報共有していく必要があると言える。また、家族と学校関係者との連携に留まらず、より地域の連携として広げることが、子どもたちの成長とともに変化する「ことば」の力や移動によるアイデンティティ形成を主体的に捉えられるような教育的支援につながると思われる。

今回、調査地域であった宮古島市は、地域の規模や地域住民間の関係性、生活文化などといった現状からすると、結婚移住女性およびその子どもへの支援といった面では、地域レベルの連携可能性は高いものとみられる。しかし継続的な支援には、より行政側とのかかわりの拡大も必要であるとともに、そこに法的基盤といった支えがあることも望ましい。とりわけ、法的基盤に基づく行政と地域住民・家族の連携による結婚移住女性たちへの支援、また学校現場が加わった連携による子ども達への支援の方向性を模索することが課題であると言えよう。

## （2）経済面での考察

宮古島市で聞き取り調査した結婚移住女性は、日本人夫と10歳以上の年齢差があり、なかには約25歳離れているケースもみられた。厚生労働省簡易生命表（2016年）において、日本人の平均寿命は男性が79.6歳、女性が86.4歳であり、男女で約7歳の差がある。結婚移住女性と日本人夫が、仮に日本人の平均寿命まで生きるとすれば、日本人夫が死亡したあと結婚移住女性の生活は、年齢差に約7年を加えた年数続くことになる。2015年調査報告の在住外国人ヒアリング調査（宮古島市）では、年齢差がある夫が亡くなった後に問題が起こるケースが複数報告されている。夫が亡くなった後も宮古島市で暮らすのか母国に帰るのかで悩むケースや、夫の死後に何のサポートも得ることができず家に引きこもるケース、財産問題で頭を抱えるケースなどである。2015年調査報告の在住外国人アンケートで「あなたはずっと沖縄に住み続けたいですか。」の質問に対して、「ずっと住みたい」が48%、「そうは思わない」が16%、「まだ決めていない」が32%であった。将来どこに住む予定であるか、という生活設計に関する重要な判断を、現時点で決めていない外国人が多いことがわかる。将来どこに住む予定であるか、夫が亡くなった後どのように生計を

立てるかなど生活設計に関する重要な判断を、日本人夫が存命中に夫婦で話し合った後、資金不足にならないような長期資金計画を立て、必要な行政手続きを調査・準備してことは、前述のような問題を今後深刻化させないことにつながると考えられる。一般的に老後の重要な生活資金は、貯蓄と年金である。日本人夫が死亡したあと結婚移住女性の生活が、年齢差に約7年を加えた年数続くことを考慮すれば、夫の死亡後に経済的・金銭的困難に陥らないための手段として、年金の存在が結婚移住女性たちに見直されてよいのではないだろうか。本考察では、年金が結婚移住女性の老後生活に与える影響を比較・検討する。

2015年調査報告の在住外国人アンケートにおける「Q12あなたは次の健康保険または年金制度に加入していますか。」(複数回答)では、健康保険の加入率は高く、国民健康保険と職場の健康保険と家族の扶養の合計加入率は80%であった。一方で年金制度への加入率は国民年金と職場の厚生年金の合計で23%と低かった。沖縄県在住の外国人の年金加入率が低い理由として、自分に年金保険料を納める義務があることを知らなかったり、強制加入であることを認識しても年金保険料の支払いが家計的に困難であったり、将来出身国に戻って生活する計画があるため自分の意思に基づき年金保険料を納めなかったり、と様々な事情が考えられる。日本の年金制度は、日本に住所がある20歳以上60歳未満のすべての人が加入する制度(強制加入)である。専業農家などの自営業者とその家族は第1号被保険者に分類され、月16,490円(2017年度)の年金保険料を自ら納付する必要がある。第1号被保険者は年金受給年齢に達すると、死亡する月まで国民年金の受給がある。国民年金の受給額は年間779,300円(2017年度)であるが、年金保険料の納付が480か月に達しない場合は減額となる。

結婚移住女性の家計について、年金受給状況の異なるケース1、ケース2、ケース3で解説する。全ケースにおいて結婚当初の年齢は女性が25歳で夫は45歳とし、結婚1年後と3年後に子どもが誕生するものとする。夫婦の年齢は法務省入国管理局出入国管理統計の最頻値に基づき設定した。家計の数値は、総務省統計局「家計調査年報」2016年における沖縄県の労務作業者のデータを10万円単位で四捨五入した数値を一部加工して使用する。基本年について収入(可処分所得の数値を用いる)は年300万円、消費支出は年210万円、貯蓄は年90万円とする。運用金利・変動率は考慮しない。また家計のイベントとして、出産費用、入学時資金、大学教育費を計上する。結婚移住女性は持ち家に嫁ぐケースが多いことを考慮し、住宅費・住宅ローンは加味しない。母国への仕送りは、フィリピン・ベトナムの一人あたり年間GDPと同程度の30万円とする。フィリピンの生活水準において日本円30万円は、日本における約399万円に相当する。母国への仕送り約30万円は、消費支出の住居費30万円と相殺する。結婚移住女性の里帰り費用は、3年おきにイベント支出に計上する。専業農家を想定し、夫が70歳になった時点から労働による収入は20万円ずつ減少することとする。夫は20歳から年金保険料の支払いを開始したと想定し、夫の年金納付期間は40年、年金収入は満額80万円とする。妻の年金納付期間は40年、年金収入は満額80万円とする。消費支出は、子ども2人が社会人となった時点で180万円に減

額され、妻が70歳になった時点で150万円になる。妻は45歳から65歳までの期間、外部で仕事して収入50万円を得る。子2人は国立大学または私立文系大学へ進学し下宿すると仮定する。結婚時の貯蓄残高はゼロとし、義父母や夫からの相続はないものとする。年間収支は、収入から支出を差し引いた金額であり、プラスの場合その金額は貯蓄残高に加算される。

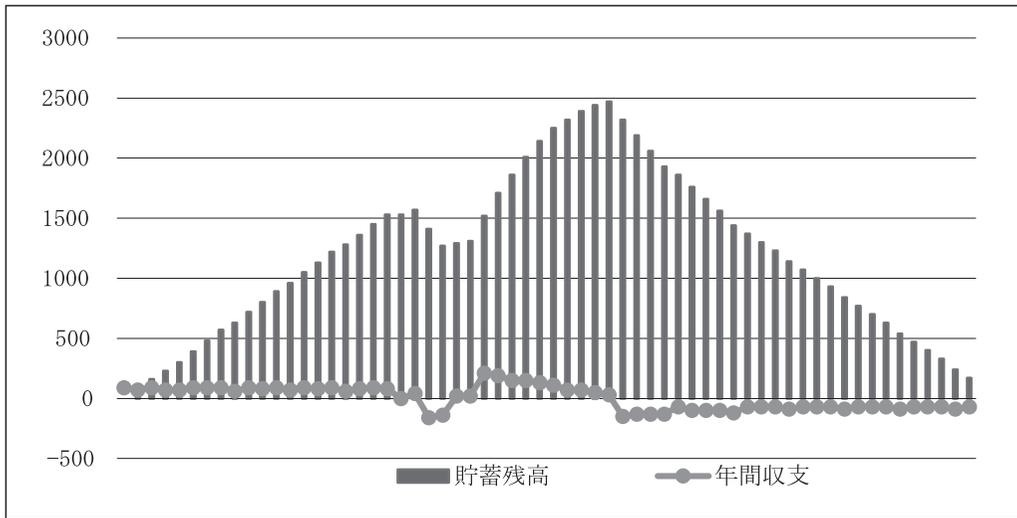


図 1. 年間収支と貯蓄残高（ケース 1）

日本人の平均寿命を踏まえ、日本人夫は80歳（このとき結婚移住女性の妻は60歳）の時死亡するものとする。60歳の妻に残された貯蓄はどのくらいなのか、また、妻80歳の時点でどの程度の貯蓄・借金があるのかを各ケースについてシミュレーションする。80歳の妻は平均寿命の6年手前であるため、病気を発症して介護を受けている可能性がある。もし妻80歳の時点でシミュレーション上、貯蓄がマイナスになっているなら、借金しなければ生活維持できない状況であり生活保護も考えられる。

夫婦ともに年金を受給する場合をケース 1 とする。図 1 に、ケース 1 における年間収支と貯蓄残高を表示する。妻45歳のとき、夫の年金受給と妻の仕事が始まり収入が増える。妻が45歳から50歳の時期は子ども2人が大学生のため消費支出が多くなるが、年間収支のマイナスは160万円、140万円に留まっている。貯蓄残高が最高額2470万円になるのは妻60歳の時であり、この年に夫が80歳で死別する。妻60歳から65歳の間は、年間収支がマイナスになるが、妻65歳で自分の年金受給がはじまる。年金受給後は、消費支出の一部90万～70万円は貯蓄を取り崩していく。妻80歳のとき貯蓄残高は630万円となる。

ケース 2 は夫のみが年金を受け取り、妻は年金を受給しないケースである。ケース 3 は夫婦ともに年金を受給しないケースである。表 1 に、妻が特定年齢における貯蓄残高をケースごとに示した。ケース 2、ケース 3 は年金保険料の支出がないため妻65歳までの収入(可

表1. 年金受給状況別の貯蓄残高

(単位万円) ▲は借金

	年金の受給状況	貯蓄残高			貯蓄残高の最高額	
		妻60歳	妻80歳	妻86歳		
ケース1	夫婦とも年金を受給	2470	630	170	妻60歳	2470
ケース2	夫のみ年金を受給	2995	▲50	▲990	妻60歳	2995
ケース3	夫婦とも年金受給なし	2000	▲1045	▲1985	妻58歳	2050

処分所得) はケース1より多くなる。

表1から、①ケース2、ケース3は、年金受給年齢以降に貯蓄の取崩しが急速に進み、妻が80歳の時点で借金が発生しており、生活保護の可能性がある。②夫婦ともに年金を受取るケース1でのみ、妻86歳(女性の平均寿命)の時点で貯蓄残高が残る、ことが確認できる。表1では明示していないが、夫が年金受給開始する65歳の時、妻は40歳、子どもは20歳、18歳となっている。夫が年金を受給するかしないか、受給しない場合には年金に替わる収入の有無が、子どもの将来の選択肢に影響する恐れがある。結婚移住女性は、子どもの多様な将来の選択肢を確保していくためにも、夫の死後自分自身の生活のためにも、早期から生活設計について考え、長期的資金計画を立てることが賢明といえよう。宮古島市中央公民館では「初心者向け年金セミナー」が行われているが、結婚移住女性にとって年金の複雑な説明を日本語で聞くことは容易ではない。今後、宮古島市による外国人向け年金入門セミナーの開催を期待する。

### (3) 基本的人権の保障面での考察

かつて最高裁は、在留外国人に関して「憲法第三章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、わが国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものと解すべき」と判示(昭和53年10月4日最高裁判所大法廷判決)し、例外を残しつつも、外国人の人権享有主体性を肯定した。外国人に対する基本的人権の保障が、憲法上明文化されていないことの不都合を解消するべく、学説の多数もまた判例の「性質説」を支持し、「外国人にも人権の主体性を原則的に承認するのが憲法の要請」<sup>4</sup>であるなどとして、外国人の人権保障を広範に認めている。しかし、性質説への理解が深まっていないためか、個々の地方自治体もまた外国人に対する基本的人権の保障主体であるにもかかわらず、多文化化が進む住民や地域社会の変化への対応にバラつき、あるいは立ち後れが生じている。

今回の調査から、結婚移住女性とその子どもへの支援の課題として今後重みを増していくと考えられたものとして、①憲法24条および憲法13条保障の観点から、国際結婚相手紹介サービスを業とする者に対する積極的規制がある。そして、国が地方自治体を巻き込んで対処していかざるを得ないものとして、②配偶者間暴力(以下「DV」という)への適切な対処・支援につながる、市区町村や都道府県に対する国の支援の政策的改善がある。

この2点について、以下、検討したい。

### ① 国際結婚相手紹介サービスにおける婚姻カップルの同意の確保

今回の調査だけではなく、他の先行研究によっても、一定期間の恋愛関係の結果として国際結婚に至っているBさんは少数派で、多くはCさん、Dさんのように国際結婚相手紹介サービスを利用して婚姻していることが多い。そして、夫となる男性はベトナム語やフィリピン語といった相手の言語をさほど解することなく、一方の女性もまた日本語について同様という状況のなかで、婚姻へと至っている。すなわち、意思疎通をする語学力を相互にもたないで結論を出し、妻となる女性は日本語がほとんどできないまま、夫方居住婚の約束により来日しているのである。これが国際結婚相手紹介サービスによる婚姻の常態であるとすれば、特定商取引法の規制による消費者としての保護のみで、婚姻カップルの同意は十分に担保しきれない。憲法24条により、婚姻が「両性の合意のみに基いて成立」と定められたことは、婚姻について自己決定できる機会が当事者に保障されることを当然に含意する。曖昧な取り決めや不十分な合意形成から婚姻カップルを保護するための取り組みとして、少なくとも本邦業者に対し、婚姻の自由な意思決定を担保するための通訳や各種書類の翻訳サービスの提供を義務づける、苦情対応を義務づけるなど、国際結婚相手紹介サービス業の健全性を適切かつ有効に確保すべきである。入管法第7条の2による「日本人の配偶者」の在留資格認定証明書交付申請における提出書類のうち、申請人の配偶者に対する質問書では、結婚相談所による紹介の場合には氏名欄に会社名を記載することとなっているが、国は、情報収集のレベルにとどまらず、届出制、もしくは不誠実な事業者に対して業務改善命令や登録抹消を行うことができる登録制を導入し、国際結婚相手紹介業務のためのルールを整備して、制度的に管理することが考えられる<sup>5</sup>。結婚移住女性のなかには、反復継続して出身国から女性を紹介する事業を営み報酬を得る者がいる可能性があり、より効果的な情報提供の端緒を開くことにもつながるであろう。もっとも、届出制あるいは登録制により、憲法22条1項の職業選択の自由が制約されることになるが、大きな後ろ盾をもたない結婚移住女性やその子どもに対する労働力や性の搾取といった、一定の基本的人権の侵害を未然に防止することを目的になされる限りにおいては、違憲の問題を生じさせないと考える。

結婚移住女性の問題は、婚姻家族のプライバシーの領域に踏み込まざるを得ない側面をもつものの、それへの公的介入を否定するとの意味における「婚姻の自由」の解釈は、DVの例を待つまでもなく、修正を余儀なくされている。家族を形成しようというカップルへの保護の裏表として、当事者が「個人として尊重」（憲法13条）されることの約束を、国は履行しなければならないと解すべきであろう。結婚移住女性が、婚姻の届出制の形式が内包する負の領域に陥ることは、防がなければならない。

## ② DV被害者が支援に辿りつける仕組みづくり

本調査では、DV被害の情報は断片的で、間接的にしか得られていない。しかし、結婚移住女性の関心事となる「日本人の配偶者等」の在留資格の問題は、DV被害をさらに表面化させにくくする<sup>6</sup>。もとより永住許可の問題も、実体を伴った婚姻生活が3年以上継続していることが要件となっており（「永住許可に関するガイドライン」原則10年在留に関する特例参照）、我慢させる方向へと作用する。近隣住民などから親身なサポートを受けていたとしても、夫ないし夫側親族が加害者である場合のDVや、夫との婚姻解消などのテーマはうまく相談ができず、身近な人々のサポートに頼れない被害者が潜在化するおそれはある。同郷の結婚移住女性であるとか、宗教的なネットワークからのサポートも有用といえるが、こうした地域の社会的資源につながらず、日本語もできない者は、可視化されない。ゆえに、DV被害を受けている結婚移住女性が支援に辿りつけるための仕組みを、利害関係のない公的機関において構築することは重要である。

入管法上、法務大臣は、「日本人の配偶者等」の在留資格を有する外国人が「配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6月以上行わないで在留している」場合、そのことに「正当な理由がある」と認められない限りで、在留資格を取り消すことができる（入管法第22条の4第1項参照）。しかし、かかる場合であっても、DVを理由として一時的に避難又は保護を必要としている場合には、「正当な理由」に該当するとして、在留資格の取消しは行わないことを「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）では明記する。法務省の入国管理局のホームページにおいても、日本語のみならず、英語、中国語（簡体字版、繁体字版）、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語により、上記の趣旨が公表されている。

公表されている日本語は、いわゆる「やさしい日本語」化がなされておらず、ベトナム語などの未対応の言語を母語とし、日本語や英語も読めない潜在的被害者にとっては、情報が知らされない状況である。結婚移住女性が個人で対応しきれない部分があるとなれば、実際の日常会話を通じて個別に対応していくしかないであろう。しかし、最初の在留資格認定証明書の交付は、実務上、代理人に対してなされることがもっぱらであるため、直接の情報提供の場として活用されにくい。沖縄県は、離島地域では、県八重山福祉事務所、県宮古福祉事務所にそれぞれ配偶者暴力相談支援センターを設置しているが、行政の知識に乏しい、あるいは日本語の習得が進んでいない結婚移住女性であった場合は、国や県の相談窓口が容易にアクセスすることができない。そうすると、自分たちの身を守るための情報にアクセスできるのは、地方入国管理局での本人による在留期間更新許可申請の場面を除けば、婚姻届の提出や住民票の作成、妊娠の届出などでかかわり合いをもつ市区町村となる。コミュニケーション力に乏しい結婚移住女性であった場合は特に、現状の様々な支援拠点にたどり着くための最初の窓口が必要であり、沖縄県の島嶼性からしても、その日常的な役割は市町村役場に期待されることになろう。

基本方針の内容に加えて、市区町村職員が結婚移住女性らを支援へとつなぐためには、

自治体を巻き込み、地域の多文化化と一緒に向き合う工夫が必要である。妻と夫との対等性が婚姻カップルの前提であるとはいえ、非対等性や従属性に特徴づけられる例が存在することを、国も自治体も知らないということはない。入国管理局の職員の人権研修にとどまらず、国の負担において、都道府県や市区町村に対して、セミナーないし研修会の合同開催などの措置をとり、我慢する選択に傾きやすい外国人のDV被害者の発見・介入への理解を求めること、国が協力先進市区町村の評価・表彰を行うなどソフトなかたちでインセンティブを与え、連携の意義への理解を求めることが考えられる。

#### (4) 行政及び法的支援面での考察

##### ① 行政支援に関する課題

前述したように、宮古島市では定住外国人の過半数を結婚移住女性が占めるにもかかわらず、宮古島市役所には、結婚移住女性向けの窓口どころか、定住外国人一般に対応する部署さえ置かれていない。これが、宮古島市調査において判明した第一の課題である。

こうした窓口の不在により、行政による支援が必要とされる結婚移住女性やその子どもの在住数を把握できない状況にある。確かに、宮古島市では市民生活課が外国人登録に関する事務を担っているため、「日本人の配偶者等」という在留資格の区分に属する結婚移住女性の数については容易に把握することができる。しかしながら、彼女達の中には、在留資格を永住者の区分に切り替えたり、帰化を申請して日本国籍を取得する者がいることが分かっているため、結婚移住女性の正確な数を把握するためには、こうした永住者や帰化者の数も加えなければならない。本来であれば、こうした在留資格の区分変更や帰化は市区町村への届出事項にあたることから、宮古島市においても、その数値を把握することはそれ程困難ではない。それにもかかわらず、宮古島市が把握している数値には、これらの永住者や帰化者は含まれていないのである。加えて、教育委員会でも、沖縄人の男性と結婚移住女性との間に生まれた子どもや、結婚移住女性が本国から呼び寄せた子どもについて、その全数を把握する調査は行っていないという。このように結婚移住女性やその子どもの数を把握できない現状では、彼女達に必要な支援を届けることも困難であり、いずれは、宮古島市においても、結婚移住女性やその子どもに関する情報を一元的に取得・管理することができる体制を整えていくべきであろう。

また、沖縄県の指針は、県内各市町村に対して、多文化共生推進指針・行動計画の策定や、定住外国人に対する相談業務の実施を求めている。しかしながら、宮古島市では、多文化共生に関する指針も行動計画も策定されておらず、結婚移住女性を含む定住外国人に対する相談業務も実施されていない。

上記の指針や行動計画が定められていないことにより、具体的な施策の展開や、そのための予算を組むことさえできない状況にある。現に、沖縄県の2015年調査報告によれば、4割を超える定住外国人が行政に望む施策として「日本語学習への支援」を挙げている。しかしながら、今回の調査において判明したとおり、宮古島市では、結婚移住女性を含む

定住外国人に対して継続的な日本語学習の機会は提供されておらず、日本語支援施策はほとんど行われていない。さらに、現在行われている日本語講座も、宮古島市が提供するものではない。結婚移住女性への聴き取りにおいても、日本語で困った場合は、夫や地域の信頼する支援者に相談することが分かっている。このように、宮古島市では、結婚移住女性の日本語習得は、行政による支援ではなく、もっぱら家族又は地域の支援者の善意に支えられているのが現状である。

そして、前述のとおり、宮古島市では、相談業務の実施以前に、定住外国人対応の窓口が不在の状況にある。それにより、結婚移住女性の中には、通常であれば誰でも受けられる行政サービスさえ享受できていない可能性がある。実際、2015年調査報告においても、定住外国人の3割が「母国語による相談窓口の設置」や「母国語による行政サービス情報の提供」を行政に望んでいることが明らかとなっている。住民が等しく受けるべき行政サービスを、行政機関が適切に提供するためにも、宮古島市は、少なくとも定住外国人対応の窓口の設置については早急に検討する必要がある。

## ② 法的支援に関する課題

ところで、家族を営んでいく過程では、多文化家族か否かに関わりなく、例えば、離婚や相続などの法的な問題が生じうることは十分考えられる。加えて、妻が結婚移住女性の場合は、そこに在留資格や国籍に関する問題が絡むこともあり、日本人夫婦以上に問題が複雑化する要素を孕んでいる。

今回の調査においては、インタビューに応じてくれた結婚移住女性自身からは法的問題を抱えている話は聞こえてこなかったものの、DV問題や夫との死別による生活困窮問題を抱えるケースを見聞きしている様子であった。こうしたケースに直面した場合、彼女達が頼るのは、結婚移住女性同士のネットワークや、彼女達が信頼を寄せる地域の支援者のようであるが、本来は、裁判所などの司法機関や弁護士・司法書士などの法律専門家による法的支援の提供を受けるべきケースも含まれていたものと思われる。

それにもかかわらず、彼女達が法的支援を受けられなかった要因としては、彼女達が法的支援に対する知識そのものを有していなかったことが挙げられる。具体的に、どのような問題が法的支援の対象となり、どの機関で法的支援を受けることができるか等について知識がなければ、彼女達自身が法的支援の提供機関等に対してアプローチすることは困難であろう。

その一方で、法的支援の提供機関等にも問題がある。こうした支援は、そもそも日本語による提供を前提としているため、日本語能力が乏しい結婚移住女性では、法的支援の存在を知っても、現実にはサービスの提供を受けられない可能性がある。

これらの状況に対応するため、彼女達への日本語支援が不可欠であることは当然のことであるが、支援の提供機関等においても、彼女達が適切な法的支援を受けられるよう、まずは支援情報の多言語化や「やさしい日本語」化に取り組むことからスタートし、いずれは必要に応じて通訳・翻訳支援を提供する体制を整えていくことが必要となろう。

### (5) 考察のまとめ

今回の調査により、宮古島市の結婚移住女性やその子ども達は、家族や地域の支援者、そして同郷の結婚移住女性間のネットワークに支えられ、それらが地域において一定の互助機能を果たしていることが明らかとなった。しかしながら、本来であれば、彼女達に対して組織的・継続的な支援を提供できるのは市町村であり、上記各考察にも表れているように、市町村はその役割を果たすべきである。沖縄県の指針においても、この点が謳われているものの、宮古島市には多文化共生を推進していく体系的な計画も体制もなく、沖縄県内の多くの市町村と同様、今後もその状況が続いていく可能性が高い。したがって、宮古島市のような市町村に、その役割と責任を自覚させ、体系的な計画の策定や具体的な施策の実施に踏み切らせるには、市町村が主体性を持って積極的に取り組むための何らかの動機付けが必要となる。

加えて、宮古島市のように支援体制が整っていない自治体と支援が充実している自治体、財政余力のない自治体と余力が大きい自治体との間では、支援の地域差も生まれているところ、今後は、そのような地域差を是正し、必要とする者に等しく支援を届けることができるような仕組みづくりも必要となろう。

さらに、上記考察において取り上げた課題の中には、例えば、DVなどの人権問題に対する救済制度、生活保護や年金といった社会保障制度、定住外国人・中途入国児童生徒への日本語教育施策、離婚・DV・相続などの法的問題への司法機関の対応など、国の制度や政策と直接関連するものも少なくない。

結局のところ、これらを実現するためには、立法による手当てが不可欠となる。

### おわりに

我々のこれからの検討課題は、今回の調査研究結果を踏まえつつ、どのような立法により法的基盤を整えていくかである。まず、考えられる手法として、結婚移住女性に限定せず、定住外国人を対象に、多文化共生推進に関する国の基本理念とともに、大綱的な計画や指針、実施主体の根拠を法律形式で明らかにしつつ、個々の自治体の事情に応じて、条例等で地域独自の計画を策定させていく従来型の方法がある<sup>7</sup>。その他には、韓国のように、結婚移住女性やその子どもに特化した法的基盤を構築し、それに基づく体系的な支援体制を整備し、具体的な支援施策を実施していく方法なども考えられよう。

我々としては、引き続き法学・言語学・経済学の専門的分野の連関を図りながら、離島地域や集住地域において実地調査を行うとともに、韓国における法や施策体系を調査していくことで、結婚移住女性とその子ども達に相応しい支援体制を整えるために、いかなる手法が適切か、いかなる規模の立法が必要かを模索していきたい<sup>8</sup>。

## 【参考文献】

- ・外国人との共生に関する基本法制研究会（2003）『多文化共生社会基本法の提言（PDF版）』 pp.1-26
- ・川上郁雄（2007）「『移動する子どもたち』と言語教育」佐々木倫子 ほか編『変貌する言語教育－多言語・多文化社会のリテラシーとは何か』くろしお出版 pp.85-106
- ・移住労働者と連帯する全国ネットワーク女性プロジェクト（2011）『移住（外国人）女性DV施策に関する自治体調査と提言』
- ・藤原夏人（2012）「韓国における外国人政策関連法制」『外国の立法』254号 pp.221-234
- ・仲里和花（2013）「沖縄県在住フィリピン人女性の生活実態調査」『Kyushu Communication Studies, Vol 11』日本コミュニケーション学会九州支部 pp.31-57
- ・大城朋子（2014）「マイノリティとマジョリティを結ぶ日本語教育・日本語教員養成の可能性－島のアジア系外国人女性住民達からの示唆－」『沖縄国際大学日本語日本文学研究第18巻第2号』沖縄国際大学日本語日本文学会 pp.15-34
- ・沖縄県（2015）『平成26年度沖縄県多文化共生推進調査事業報告書』沖縄県知事公室広報交流課
- ・野入直美ほか（2016）「沖縄・先島地域のトランスナショナルな移動と社会関係－フィリピン人女性を中心に－」『移民研究11』琉球大学沖縄移民研究センター pp.1-67
- ・高橋和之（2017）『立憲主義と日本国憲法（第4版）』有斐閣

## 【参考URL】

- ・厚生労働省「簡易生命表」[http://www.mhlw.go.jp/toukei\\_hakusho/](http://www.mhlw.go.jp/toukei_hakusho/)
- ・総務省統計局「家計調査年報」<http://www.stat.go.jp/data/kakei/index.htm>
- ・法務省入国管理局「出入国管理統計」<http://www.immi-moj.go.jp/toukei/>
- ・文部科学省「海外子女教育、帰国・外国人児童生徒教育等に関するホームページ：CLARINETへようこそ」  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/clarinet/main7\\_a2.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/main7_a2.htm)
- ・日本年金機構「年金制度全般」<http://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/index.html>
- ・IMF（国際通貨基金）「World Economic Outlook Databases」<http://www.imf.org/external/>

## 注

1 沖縄におけるアジア系結婚移住女性に焦点を当てた先行研究としては、フィリピン人女性の生活実態から多文化共生に向けた沖縄県の取り組みの方向性について検証した仲里（2013）や、沖縄の先島地域におけるトランスナショナルな人の移動と社会関係について総合的に研究した野入ほか（2016）などがあるが、調査対象はフィリピン人女性に限定されている。また、沖縄県宮古諸島多良間島におけるアジア系女性のインタビュー

- から日本語教育や日本語教員養成の立場からできることを考察した大城（2014）などもあるが、まだ数少ない。
- 2 化石化（fossilization）とは、Selinker（1972）により提唱された概念で、学習者の不完全な発音や文法の誤りがそのまま定着し繰り返される現象を指す。最近は「定着化（stabilization）」という語が用いられることもある。
  - 3 スキャフォールディング（scaffolding）とは、「足場作り」「足場かけ」等と訳され、指導者は子ども（学習者）が今どういう状態にあり、その発達の最近接領域がどこにあるかを見極めて、最良の環境を与えることが重要であることを指す。
  - 4 高橋和之『立憲主義と日本国憲法（第4版）』（有斐閣、2017年）P.93。各種の権利保障における外国人差別の合理性を具体的に検討するアプローチから、同P.97では、議論の分かれる参政権保障についても、法律によって外国人にも付与されうるとの見解を示している。
  - 5 既に韓国では、2008年に施行された「結婚仲介業の管理に関する法律」により、当該サービスを利用するカップル相互の個人情報の提供範囲を法定するなど、国際結婚相手紹介サービスの積極的規制に取り組んでいる。藤原夏人「韓国における外国人政策関連法制」外国の立法254号（2012年）PP.224-225。
  - 6 「移住女性のDV被害をめぐる背景と課題」について、移住労働者と連帯する全国ネットワーク女性プロジェクト『移住（外国人）女性 DV施策に関する自治体調査と提言』（2011年）PP.24-25も参照。
  - 7 外国人との共生に関する基本法制研究会（2003）では、このような手法が提言されている。
  - 8 本研究の一部はJSPS科研費（課題番号：16K13336）の助成を受けたものである。

